

項目	北見保健所管内「野生大麻ゼロ作戦の日」について
配付資料	令和元年度野生大麻・不正けし撲滅運動方針
内容及び報道に当たってのお願い	<p>野生大麻の除去につきましては、これまでも、関係機関、団体のご協力により実施してきているところですが、例年、道内では、野生大麻を悪用するために採取・所持するという事犯が後を絶たない状況にあります。</p> <p>このような状況を踏まえ、道では、野生大麻・不正けし撲滅運動方針（別紙）を策定し、重点除去地域を設定するなど野生大麻の除去対策を強化しているところです。</p> <p>当室管内は、道が定める重点除去地域の一つであることから、昨年度に引き続き、次のとおり「野生大麻ゼロ作戦の日」を設け、市町や警察署などの協力のもと、野生大麻の除去を行うこととしましたので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実施日等</p> <p>(1) 令和元年（2019年）7月 5日（金） 9：20 訓子府町（役場庁舎前集合）</p> <p>(2) 令和元年（2019年）7月 9日（火）13：00 津別町（商工会議所横駐車場集合）</p> <p>(3) 令和元年（2019年）7月26日（金） 9：20 置戸町（役場庁舎前集合）</p> <p>2 実施内容</p> <p>参加者（機関・団体）による一斉抜き取り除去業務 ※集合場所から大麻の自生場所に移動します。</p> <p>3 報道に当たってのお願い</p> <p>大麻の自生場所が特定されないよう、次のとおり御配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) <u>除去実施の町名（大麻抜き取り除去地区）の掲載等はしないでください。</u></p> <p>(2) <u>写真撮影に当たっては、建築物・道路など、大麻の自生場所が特定されるものを写さないでください。</u></p> <p>4 その他</p> <p>雨天等により中止する場合がありますので、中止が予想される天候の場合は、8：45以降、担当までお問い合わせ願います。</p>
担当	北海道オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室(北海道北見保健所) 企画総務課長 杉本 正和 電話 0157-24-4171

令和元年度野生大麻・不正けし撲滅運動方針

薬物乱用防止対策北海道推進本部

第1 目的

野生大麻及び不正けしを撲滅するため、野生大麻の発見や除去に努めるとともに、不正けし栽培の防止を図る。

第2 実施期間

令和元年6月1日から9月30日まで（4か月間）

第3 実施事項

1 野生大麻の撲滅対策

(1) 地域における連携

野生大麻の撲滅対策については、保健所、警察署や市町村等の関係機関・団体が連携し実施する。また、地域の実情に応じて、関係機関・団体からなる野生大麻撲滅対策連絡会議を開催するなど、連携体制の強化等について協議する。

(2) 啓発活動の推進

道民に対し、大麻の乱用による身体や精神への弊害を周知するとともに、野生大麻を発見した場合には、保健所に通報するよう呼びかけるなど、野生大麻の撲滅について啓発する。

また、大麻が自生している土地の所有者又は使用者（以下「土地所有者等」という）に対しては、自らが積極的に除去を行うよう啓発する。

<啓発の方法>

ア ポスター、リーフレット等の配布

イ 広報誌等の活用

ウ 関係機関・団体が行う各種集会等の機会の活用

(3) 野生大麻の除去

野生大麻の除去は、次の方針に基づき、実施する。

<除去の方針>

ア 土地所有者等自らによる除去を推進する。

特に、昨年自生していた土地については、保健所がその土地所有者等にあらかじめ自生場所を通知するなど、土地所有者等自らが積極的に除去を行うよう促すとともに、警察署や市町村等の関係機関・団体と連携し、土地所有者等自らによる積極的な除去を推進する。

イ 土地所有者等が長期不在などの理由により、自ら除去することが困難な場合は、保健所、警察署や市町村等の関係機関・団体が協力して除去する。

ウ 観光地及び主要道路沿線等については、その土地所有者（管理者）が重点的に監視し、土地所有者等自らによる除去を推進する。

エ 野生大麻は、可能な限り結実前に除去する。また、できるだけ同一の場所について、年に数回除去するよう努める。

オ 除去した大麻は、悪用されることのないよう、適切な処理方法（焼却や埋没など）により処理する。

(4) 重点除去地域における除去対策の強化及び監視体制等の整備

ア 重点除去地域

北網地域（網走・北見保健所管内）、十勝地域（帯広保健所管内）及び釧路地域（釧路保健所管内）を重点除去地域にする。

イ 除去対策の強化

野生大麻ゼロ作戦の日を地域で設定し、住民ボランティアの協力を得て地域ぐるみの抜き取り除去の運動を展開する。

ウ 監視体制の整備

保健所、警察署や市町村等の関係機関・団体が連携し、大麻を発見した際の連絡や大麻採取などの不審者を発見した際の通報体制を強化する。

(5) 除去状況の保健所への報告

保健所は、土地所有者等が野生大麻を除去した場合には、除去本数、面積及び処理結果の保健所への報告を促す。

2 不正けしの撲滅対策

(1) 啓発活動の推進

道民に対し、不正けし栽培の防止及び不正けしを発見した場合の保健所への通報について呼びかける。

<啓発の方法>

- ア ポスター、リーフレット等の配布
- イ 広報誌等の活用
- ウ 関係機関・団体への協力依頼

(2) 不正けしの除去

不正けしの除去は、次の方針に基づき、保健所が警察署や市町村等の関係機関・団体と協力し実施する。

<除去の方針>

- ア 不正けしが自生している土地の所有者又は土地使用者自らによる除去を推進する。
- イ 保健所は、関係機関・団体と連携をとり、不正けしの発見に努め、これを発見したとき又は住民からの通報があったときには、速やかにこれを除去するなど所要の措置を講ずる。
- ウ 除去した不正けしは、悪用されることのないよう、適切な処理方法（焼却や埋没など）により処理する。

(3) 除去状況の保健所への報告

保健所は、不正けしが自生している土地所有者又は土地使用者が不正けしを除去した場合には、除去本数、面積及び処理結果の保健所への報告を促す。